九　信用協同組合	信用金庫法第八十五条の二第一項又は労働金庫法第八十九条の三第一項の許可	協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可
十　信用協同組合	信用金庫法第八十九条第五項又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認（同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。）	協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認

2　前項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者は、当該合併の日から起算して一月以内に当該各号に定める書類を内閣総理大臣（第四号に掲げる許可を受けたものとみなされる者にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一　前項の表の第一号の下欄に掲げる許可　銀行法第五十二条の三十七第一項各号（許可の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

二　前項の表の第三号の下欄に掲げる許可　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

三　前項の表の第五号の下欄に掲げる許可　信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

四　前項の表の第七号の下欄に掲げる許可　労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

五　前項の表の第九号の下欄に掲げる許可　協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

3　第一項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者については、当該各号に定める規定は、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

一　第一項の表の第一号の下欄に掲げる許可　銀行法第五十二条の三十九（変更の届出）

二　第一項の表の第三号の下欄に掲げる許可　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九

三　第一項の表の第五号の下欄に掲げる許可　信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九

四　第一項の表の第七号の下欄に掲げる許可　労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九

五　第一項の表の第九号の下欄に掲げる許可　協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九

（合併前の信用金庫電子決済等代行業の登録等に関する特例）

第五十一条の三　吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる登録を受けている者（当該合併における消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業（信用金庫法第八十五条の四第二項（登録）に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。）、労働金庫電子決済等代行業（労働金庫法第八十九条の五第二項（登録）に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。）又は信用協同組合電子決済等代行業（協同組合金融事業法第六条の五の二第二項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。）に係る契約を締結している者に限り、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる登録を受けている者を除く。）は、当該合併の日に当該各号の下欄に掲げる登録を受けたものとみなす。

一　信用金庫	労働金庫法第八十九条の五第一項又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	信用金庫法第八十五条の四第一項の登録
二　労働金庫	信用金庫法第八十五条の四第一項又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	労働金庫法第八十九条の五第一項の登録
三　信用協同組合	信用金庫法第八十五条の四第一項又は労働金庫法第八十九条の五第一項の登録	協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録

2　前条第二項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）の規定は、前項の規定により登録を受けたものとみなされる者について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「前項の表の第五号」とあるのは「次条第一項の表の第一号」と、「第八十九条第五項」とあるのは「第八十九条第七項（銀行法の準用）」と、「第五十二条の三十七第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）」と、同項第四号中「前項の表の第七号」とあるのは「次条第一項の表の第二号」と、「第九十四条第三項」とあるのは「第九十四条第五項（銀行法の準用）」と、「第五十二条の三十七第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の三第一項各号」と、同項第五号中「前項の表の第九号」とあるのは「次条第一項の表の第三号」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六（変更の届出）」と、同項第四号中「第一項の表の第七号」とあるのは「次条第一項の表の第二号」と、「第九十四条第三項」とあるのは「第九十四条第五項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六」と、同項第五号中「第一項の表の第九号」とあるのは「次条第一項の表の第三号」と、「第六条の五第一項」とあるのは「第六条の五の十第一項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六」と読み替えるものとする。